

令和5年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置者によるダイオキシン類の測定結果及び立入検査におけるダイオキシン類の測定結果

表1 特定施設設置者によるダイオキシン類の測定結果（大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉）

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	工場又は事業場の名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模	排出ガスの 測定結果	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	燃え殻の 測定結果	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						(k g/h)	(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)						(ng-TEQ/g)			
1	県北	二本松市	テクノメタル㈱	ア-7-8 2	5 廃棄物焼却炉	3,700	0.00021	5	○	0	3	○	0.00000045	3	○	
2	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3,125	0.97	5	○	1.9	—	—	0.022	3	○	ばいじん：薬剤処理 ばいじん及び焼却灰は、3炉分を混合測定
3	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3,125	0.81	5	○		—	—		3	○	
4	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3,125	1.1	5	○		—	—		3	○	
5	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみや クリーンセンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1,667	0	5	○	0.52	—	—	0.012	3	○	ばいじん：薬剤処理 ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
6	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみや クリーンセンター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1,667	0	5	○		—	—		3	○	
7	県北	二本松市	安達地方広域行政組合 あだたら 環境共生センター	炭化炉	5 廃棄物焼却炉	636	0.0000037	5	○	0.0074	3	○	0.0000025	3	○	燃え殻：炭化物
8	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合 須賀川 地方衛生センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1,979	0.00019	5	○	0.15	3	○	0.000000027	3	○	ばいじんは、2炉分を混合し測定
9	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合 須賀川 地方衛生センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1,979	0.00032	5	○		3	○	0.000013	3	○	
10	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合 し尿処 理施設	し尿処理施設	5 廃棄物焼却炉	786	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	R3.9月から休止
11	県中	三春町	日本化学工業㈱福島第二工場	ダウー1	5 廃棄物焼却炉	2,446	0.000008	1	○	該当なし	—	—	該当なし	—	—	液中燃焼方式のため、ばいじん及び焼却灰は発生しない
12	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地 方ごみ焼却場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1,875	0.0033	10	○	1.8	—	—	0.004	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
13	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地 方ごみ焼却場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1,875	0.0013	10	○		—	—		3	○	
14	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地 方し尿処理場	円形焼却炉	5 廃棄物焼却炉	786	0.034	10	○	0.0019	3	○	0	3	○	
15	県中	田村市	たむらクリーンセンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1,875	0.068	10	○	4	—	—	0.02	3	○	・ばいじん：薬剤処理
16	県中	田村市	たむらクリーンセンター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1,875	0.054	10	○	4	—	—	0.019	3	○	・ばいじんは、2炉分を混合し、2回測定
17	県中	三春町	田村西部環境センター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1,667	0.0038	5	○	0.71	—	—	0	3	○	・集合煙突（焼却炉のみ稼働時測定） ・ばいじん：薬剤処理
18	県中	三春町	田村西部環境センター	溶融炉	5 廃棄物焼却炉	267	稼働なし	5	—	稼働なし	—	—	稼働なし	3	—	R3.2月から休止中
19	県中	平田村	DICパナソニック㈱福島工場	1号炉	5 廃棄物焼却炉	113	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	R4.6.17廃止届出
20	県中	小野町	日本全薬工業㈱中央研究所付属臨 床研究牧場	動物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0	10	○	0	3	○	0	3	○	
21	県中	田村市	㈱春山建工社	1号	5 廃棄物焼却炉	69	0.33	5	○	0.00000063	3	○	0.0000089	3	○	
22	県中	玉川村	福島空港ビル㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	29	稼働なし	10	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	通年稼働なし
23	県中	田村市	㈱フリーデン都路牧場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	121	0.021	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	ばいじん集じん設備なし
24	県中	玉川村	福島県中央家畜保健衛生所	1号廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	190	0.0019	5	○	該当なし	—	—	0	3	○	ばいじん集じん設備なし

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	工場又は事業場の名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	燃え殻の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (kg/h)										
25	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整備組合西 白河地方クリーンセンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	3,750	0.0029	5	○	1.3	—	—	0.0031	3	○	ばいじん：薬剤処理
26	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整備組合西 白河地方クリーンセンター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	3,750	0.00052	5	○	0.92	—	—	0.00098	3	○	ばいじん：薬剤処理
27	県南	泉崎村	㈱京葉興業	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3,125	0.000090	5	○	0.035	3	○	0.0014	3	○	1回目測定
	県南	泉崎村	㈱京葉興業				0.00089	5	○							2回目測定
28	県南	埴町	東白衛生組合東白クリーンセンターごみ焼 却施設	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1,125	0.0068	10	○	1.2	3	○	0.000018	3	○	ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
29	県南	埴町	東白衛生組合東白クリーンセンターごみ焼 却施設	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1,125	0.013	10	○							
30	県南	泉崎村	㈱DNPテクノパック	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1,000	0.0000049	10	○	0.41	3	○	0	3	○	
31	県南	棚倉町	ユニ・チャームプロダクツ㈱福島 工場	B-3 焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	750	0	5	○	0.0000033	3	○	0.0000075	3	○	R4.11月廃止
32	県南	白河市	住友ゴム工業㈱白河工場	廃タイヤボイラー	5 廃棄物焼却炉	750	0.091	10	○	0.71	3	○	0	3	○	一廃、産廃兼用焼却炉
33	県南	白河市	フランスベッドファニチャー㈱東 北工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	179	0.80	10	○	該当なし	—	—	0.00000063	3	○	ばいじん集じん設備なし
35	県南	埴町	㈱常豊工務店	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	82	7.3	10	○	0	3	○	0	3	○	
36	県南	西郷村	東洋羽毛工業㈱白河工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	26	0.047	10	○	0.071	3	○	0.036	3	○	
37	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工 場	(14-1)アルミ灰焼成炉	5 廃棄物焼却炉	90	0.95	5	○	10	3	×	0.0036	3	○	ばいじんは、特別管理産業廃棄物として処理 を委託
38	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	KW-1	5 廃棄物焼却炉	4,167	0.040	1	—	該当なし	—	—	0.00069	3	○	・排出ガスは、2炉同時測定 ・ばいじんは、湿式処理のため採取不能
39	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	KW-2	5 廃棄物焼却炉	2,500		5	—	該当なし	—	—	0.000026	3	○	
40	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	第2専焼炉	5 廃棄物焼却炉	2,083	0.0027	5	○	該当なし	—	—	0	3	○	・ばいじんは、湿式処理のため採取不能
41	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組 合環境センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3,125	0.034	5	○	0.51	—	—	0.0076	3	○	ばいじん：薬剤・セメント処理
42	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組 合環境センター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3,125	0.015	5	○	0.62	—	—	0.00053	3	○	
43	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組 合環境センター	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3,125	0.014	5	○	0.55	—	—	0.0028	3	○	
44	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏組合環境 センター山都工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2,813	0.0056	5	○	0.98	3	○	0.0076	3	○	・ばいじん：セメント・キレート処理前測定 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
45	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏組合環境 センター山都工場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2,813	0.0061	5	○		3	○		3	○	
46	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏組合環境 センター塩川工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	928	0.015	10	○	該当なし	—	—	0.00007	3	○	ばいじんは焼却灰に混入するためダイオキ シン類濃度測定不能
47	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター柳津事業 所	ストーカ炉	5 廃棄物焼却炉	1,709	0.020	5	—	0.14	3	○	0.63	3	○	・排ガス及びばいじんは2炉分を混合測定
48	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター柳津事業 所	ロータリーキルン炉	5 廃棄物焼却炉	2,591		1	—		3	○	0.021	3	○	・排ガス及びばいじんは2炉分を混合測定
49	会津	会津若松市	会津若松市	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0.43	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	・50～100kg/hに分類 ・ばいじん集じん設備なし
51	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部ク リーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1,563	稼働なし	10	—	稼働なし	—	—	稼働なし	3	—	ばいじん：薬剤処理 1号炉：令和4年11月7日より休炉状態のため、 令和5年は自主測定無し。
52	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部ク リーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1,563	0.045	10	○	1.6	—	—	1.7	3	○	
53	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部衛生 センター	し尿残さ焼却炉	5 廃棄物焼却炉	430	稼働なし	10	—	該当なし	—	—	稼働なし	—	—	令和3年7月より休止中
54	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部ク リーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1,250	0.75	10	○	1.7	—	—	0.026	3	○	ばいじん：薬剤処理
55	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部ク リーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1,250	0.11	10	○	2.1	—	—	0.020	3	○	
56	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部衛生 センター	汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	380	0.058	10	○	該当なし	—	—	0.00000084	—	—	構造上、ばいじんと焼却灰が同一箇所に集積 するため、ばいじん焼却灰混合分析

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	工場又は事業場の名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模	排出ガスの 測定結果	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果	適用される 基準値	基準適 合状況	燃え殻の 測定結果	適用される 基準値	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (kg/h)	(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			(ng-TEQ/g)			(ng-TEQ/g)			
57	相双	南相馬市	丸三製紙㈱	階段ストローカ式焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3,958	0.031	1	○	0.0030	3	○	0.00000081	3	○	
58	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合北部衛生センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	2,500	0.024	5	○	2.4	-	-	0.063	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・排ガスはそれぞれ2回実施
	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合北部衛生センター				0.065									
59	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合北部衛生センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	2,500	0.034	5	○	8.5	-	-	0.020	3	○	
	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合北部衛生センター				0.059									
60	相双	楡葉町	双葉地方広域市町村圏組合南部衛生センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1,538	未稼働	1	-	未稼働	3	-	未稼働	3	-	R7に稼働予定
61	相双	楡葉町	双葉地方広域市町村圏組合南部衛生センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1,538	未稼働	1	-	未稼働	3	-	未稼働	3	-	
62	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	2,188	0.031	5	○	1.8	-	-	0.021	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・排ガスは2回実施
	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター				0.030									
63	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	2,188	0.016	5	○	3.0	-	-	0.020	3	○	
64	相双	広野町	富士フィルムワコーケミカル(株)広野工場	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2,540	0.0000010	1	○	該当なし	-	-	該当なし	-	-	
65	相双	広野町	富士フィルムワコーケミカル(株)広野工場	雑芥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	20	0.0017	10	○	該当なし	-	-	0.024	3	○	ばいじん集じん設備なし
66	相双	相馬市	㈱ADEKA相馬工場	液中燃焼設備	5 廃棄物焼却炉	1,500	0	10	○	該当なし	-	-	該当なし	-	-	廃液焼却炉のためばいじん及び焼却灰の捕集設備なし
67	相双	相馬市	㈱ADEKA相馬工場	廢液燃焼設備	5 廃棄物焼却炉	1,883	0	5	○	該当なし	-	-	該当なし	-	-	廃液焼却炉のためばいじん及び焼却灰の捕集設備なし
68	相双	南相馬市	㈱まるさセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1,200	0.25	10	○	0.48	3	○	0.012	3	○	
69	相双	大熊町	東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所	海生物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1,000	稼働なし	10	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	・電気事業は対象施設 ・R5年度の稼働実績なし(3.11の震災で施設が破損)
70	相双	相馬市	相馬方部衛生組合光陽クリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	896	0.0042	5	○	0.33	3	○	0.0057	3	○	・ばいじん：薬剤処理前 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
71	相双	相馬市	相馬方部衛生組合光陽クリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	896	0.0026	5	○							
72	相双	南相馬市	南相馬市浄化センター	N01 焼却設備	5 廃棄物焼却炉	660	0.0087	10	○	該当なし	-	-	0.000095	3	○	ばいじんは焼却灰に混入するためダイオキシン類濃度測定不能
73	相双	大熊町	㈱佐洋運輸	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	350	稼働なし	10	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	施設が帰還困難区域内に所在するため、R5年度の稼働実績なし(H29～休止中)
74	相双	浪江町	日化ボード㈱	No.1 廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	195	0.0000023	5	○	0.00000084	3	○	0.0000033	3	○	
75	相双	大熊町	㈱沢内建設	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	104	稼働なし	10	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	施設が帰還困難区域内に所在するため、R5年度を通じて稼働実績なし
76	相双	楡葉町	㈱セキモト	2号炉	5 廃棄物焼却炉	91	0.48	5	○	0.041	3	○	0.00000093	3	○	
77	相双	相馬市	三星化学工業㈱相馬工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	75	1.0	5	○	0.052	3	○	0.0015	3	○	
78	相双	相馬市	相馬方部衛生組合有害獣焼却施設	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	60	0.18	5	○	0.0061	3	○	0.00000009	3	○	

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	工場又は事業場の名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	燃え殻の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (k g/h)										
79	相双	大熊町	環境省 大熊町における廃棄物処理 業務(減容化処理)	1号炉	5 廃棄物焼却炉	8,333	0.0000055	0.1	○	0.023	3	○	0.00027	3	○	
80	相双	浪江町	環境省 浪江町における廃棄物処理 業務(減容化処理)	1号炉	5 廃棄物焼却炉	12,500	0.0000014	0.1	○	0.074	3	○	0.0000092	3	○	
81	相双	双葉町	環境省 双葉町仮設焼却第一施設	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	6,250	0.0010	0.1	○	0.63	3	○	0	3	○	
82	相双	双葉町	環境省 双葉町仮設焼却第二施設	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	8,333	0.00029	0.1	○	0.000070	3	○	0.000011	3	○	
83	相双	双葉町	環境省 双葉町仮設灰処理第一施設	1号炉	5 廃棄物焼却炉	4,408	0	0.1	○	0.12	3	○	0	3	○	
84	相双	双葉町	環境省 双葉町仮設灰処理第一施設	2号炉	5 廃棄物焼却炉	4,408	0	0.1	○		3	○	0.00003	3	○	
85	相双	双葉町	環境省 双葉町仮設灰処理第二施設	1号炉	5 廃棄物焼却炉	3,916	0	1	○	0.21	3	○	0.0000049	3	○	
86	相双	双葉町	環境省 双葉町仮設灰処理第二施設	2号炉	5 廃棄物焼却炉	3,916	0	1	○		3	○		3	○	
87	相双	南相馬市	南相馬市 有害鳥獣焼却施設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	60	0.012	5	○	0.019	3	○	0	3	○	集合煙突
88	相双	南相馬市	南相馬市 有害鳥獣焼却施設	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	60		5	○		3	○		3	○	
89	相双	葛尾村	葛尾村養鶏施設第1農場	1号炉	5 廃棄物焼却炉	90	0.26	5	○	0.23	3	○	0.041	3	○	
90	相双	葛尾村	葛尾村養鶏施設第2農場	1号炉	5 廃棄物焼却炉	90	稼働なし	5	—	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	休止中

※ 中核市に設置されている施設の測定結果を除きます。

※ 複数の特定施設が同時に稼働した状態での集合煙突における測定のため、各施設での基準に対する適否が判断できない結果については、「—」と表示しています。

表2 特定施設設置者によるダイオキシン類の測定結果（大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉以外の施設）

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	工場又は事業場の名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の 規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	備考
1	県中	須賀川市	株式会社加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	2t/h	稼働なし	5	—	・H25.2.28から休止 ・3炉集合煙突
2	県中	須賀川市	株式会社加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	1t/h		5	—	
3	県中	須賀川市	株式会社加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	1t/h		1	—	
4	県南	白河市	株式会社大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-8)30 <sup>ト</sup> 元湯炉	4 アルミニウム溶解炉	30t	0.24	1	—	(No.4,5,6,7)同時稼働時の測定
							0.0021	1	—	(No.4,7,8)同時稼働時の測定
5	県南	白河市	株式会社大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-3)40 <sup>ト</sup> 保持炉	4 アルミニウム溶解炉	40t	0.24	5	—	(No.4,5,6,7)同時稼働時の測定
							0.12	5	—	(No.5,6)同時稼働時の測定
							0.20	5	○	塩素系集塵機
6	県南	白河市	株式会社大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-2)40 <sup>ト</sup> 溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	40t	0.24	5	—	(No.4,5,6,7)同時稼働時の測定
							0.12	5	—	(No.5,6)同時稼働時の測定
7	県南	白河市	株式会社大紀アルミニウム工業所白河工場	(2-5)15 <sup>ト</sup> 溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	15t	0.24	1	—	(No.4,5,6,7)同時稼働時の測定
							0.0021	1	—	(No.4,7,8)同時稼働時の測定
8	県南	白河市	株式会社大紀アルミニウム工業所白河工場	(12)デラッカー設備	4 アルミニウム焙焼炉	3.5t/h	0.0021	5	—	(No.4,7,8)同時稼働時の測定
9	県南	白河市	株式会社大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-6)1号回転炉	4 アルミニウム溶解炉	4t	0.0066	5	○	1号回転炉
10	県南	白河市	株式会社大紀アルミニウム工業所白河工場	(13-1)2号回転炉	4 アルミニウム溶解炉	4t	0.0000036	5	○	2号回転炉
11	県南	白河市	株式会社大紀アルミニウム工業所白河工場	(7-1)ドライ粉乾燥炉	4 アルミニウム乾燥炉	2.5t/h	0.0000040	5	○	ドライ粉乾燥
12	会津	磐梯町	曹鉄メタル㈱	1号キルン	3 亜鉛回収焙焼炉	8.3 t/h	0.0093	10	○	
13	会津	磐梯町	曹鉄メタル㈱	2号キルン	3 亜鉛回収焙焼炉	4.5 t/h	0.21	10	○	
14	会津	喜多方市	株式会社レゾナック喜多方事業所	1001号	4 アルミニウム溶解炉	12 t	稼働なし	5	—	休止中
15	会津	喜多方市	株式会社レゾナック喜多方事業所	1002号	4 アルミニウム溶解炉	10 t	稼働なし	5	—	休止中（1002号と1501号は同時測定）
16	会津	喜多方市	株式会社レゾナック喜多方事業所	1501号	4 アルミニウム溶解炉	15 t		5	—	
17	会津	喜多方市	株式会社レゾナック喜多方事業所	1502号	4 アルミニウム溶解炉	15 t		稼働なし	5	
18	会津	喜多方市	株式会社レゾナック喜多方事業所	10TH-1	4 アルミニウム溶解炉	10 t	稼働なし	5	—	休止中
19	会津	喜多方市	株式会社レゾナック喜多方事業所	10TH-2	4 アルミニウム溶解炉	10 t	稼働なし	5	—	休止中
20	会津	喜多方市	株式会社レゾナック喜多方事業所	22MF-1	4 アルミニウム溶解炉	22 t	0.00000015	5	—	22MF-1(溶解炉)と20HF-1(保持炉)同時稼働時の測定
21	会津	喜多方市	株式会社レゾナック喜多方事業所	20HF-1	4 アルミニウム溶解炉	20 t		5	—	
22	会津	喜多方市	株式会社レゾナック喜多方事業所	21-15tOF	4 アルミニウム溶解炉	15 t	0.18	1	○	
23	会津	喜多方市	株式会社レゾナック喜多方事業所	22-15tOF	4 アルミニウム溶解炉	15 t	0.23	1	○	
24	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	A炉	4 アルミニウム溶解炉	5 t	0.069	5	—	(1回目)A炉、B炉、C炉及び乾燥炉同時稼働時の測定
25	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	B炉	4 アルミニウム溶解炉	5 t	0.069	5	—	(1回目)A炉、B炉、C炉及び乾燥炉同時稼働時の測定
							0.015	5	—	(2回目)B炉、C炉、E炉及び乾燥炉同時稼働時の測定
26	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	C炉	4 アルミニウム溶解炉	6 t	0.069	5	—	(1回目)A炉、B炉、C炉及び乾燥炉同時稼働時の測定
							0.015	5	—	(2回目)B炉、C炉、E炉及び乾燥炉同時稼働時の測定
27	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	E炉	4 アルミニウム溶解炉	1 t	0.015	5	—	(2回目)B炉、C炉、E炉及び乾燥炉同時稼働時の測定
28	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	F炉	4 アルミニウム溶解炉	1 t	稼働なし	5	—	休止中
29	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	乾燥炉	4 アルミニウム乾燥炉	1 t/h	0.069	5	—	(1回目)A炉、B炉、C炉及び乾燥炉同時稼働時の測定
							0.015	5	—	(2回目)B炉、C炉、E炉及び乾燥炉同時稼働時の測定

※ 中核市に設置されている施設の測定結果を除きます。

※ 複数の特定施設が同時に稼働した状態での集合煙突における測定のため、各施設での基準に対する適否が判断できない結果については、「—」と表示しています。

表3 特定施設設置者によるダイオキシン類の測定結果（水質基準適用事業場）

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	工場又は事業場の名称	特定施設の種類・数			放流水の 測定結果 (pg-TEQ/L)	適用される 排出基準値 (pg-TEQ/L)	基準適 合状況	備 考
1	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
2	県北	本宮市	安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
3	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合須賀川地方衛生センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
				15	灰の貯留施設	1	0.000029	10	○	
				15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
4	県中	須賀川市	㈱イオン横山事業所	16	PCB処理施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
5	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方ごみ焼却場	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
6	県中	三春町	日本化学工業㈱福島第二工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.00062	10	○	ダ処U-1
7	県中	田村市	たむらクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
8	県中	三春町	田村西部環境センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
9	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整備組合西白河地方クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
10	県南	埴町	東白衛生組合東白クリーンセンターごみ焼却施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
11	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	12-イ	廃ガス洗浄施設 (アルミニウム溶解炉)	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
				15-イ	廃ガス洗浄施設 (廃棄物焼却炉)	1				
12	県南	白河市	住友ゴム工業㈱白河工場	15	灰の貯留施設	1	0.000033	10	○	
13	県南	泉崎村	㈱DNPテクノバック	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
14	県南	泉崎村	㈱京葉興業	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	工場又は事業場の名称	特定施設の種類・数		放流水の 測定結果 (pg-TEQ/L)	適用される 排出基準値 (pg-TEQ/L)	基準適 合状況	備 考	
15	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
16	会津	喜多方市	三神精工(株)喜多方工場	12-ロ	湿式集じん施設 (アルミニウム溶解炉)	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
17	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	15	灰の貯留施設	1	0.029	10	○	工場排水出口で測定
				15-イ	廃ガス洗浄施設	6				
				15-ロ	湿式集じん施設	4				
				19	水の処理施設	1				
18	会津	柳津町	(株)あいづダストセンター柳津事業所	15	灰の貯留施設	4	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
19	会津	磐梯町	曹鉄メタル(株)	13-ロ	廃ガス洗浄施設 (亜鉛回収施設)	2	該当なし	—	—	汚水は別会社で処理
				13-ハ	湿式集じん施設 (亜鉛回収施設)	2				
20	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合東部クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
21	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合西部クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
22	相双	広野町	富士フィルムワコーケミカル(株)広野工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.042	10	○	
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
23	相双	相馬市	(株)ADEKA相馬工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	0.000078	10	○	工場排水出口で測定
				15-ロ	湿式集じん施設	2				
24	相双	大熊町	東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	稼働なし	10	—	・電気事業法対象施設 ・R5年度を通じて稼働実績なし
25	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	15	灰の貯留施設	2	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
26	相双	南相馬市	三和化学工業(株)	10-イ	ろ過施設	1	2.2	10	○	※R4年度採取分、R5年度報告書到達
				10-ロ	廃ガス洗浄施設	2				
27	相双	南相馬市	丸三製紙(株)	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
28	相双	飯館村	(株)三宝	15	灰の貯留施設	2	該当なし	—	—	汚水等の排出なし。廃止
29	相双	大熊町	環境省 大熊町における廃棄物処理業務(減容化処理)	15	灰の貯留施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし

※ 中核市に設置されている施設の測定結果を除きます。

表4 立入検査におけるダイオキシン類の測定結果（大気基準適用施設）

No.	所在地	工場又は事業場の名称	施設の種類 ※1	施設の名称	調査結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	適用される 基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) ※2	適否	調査機関
1	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	5 廃棄物焼却炉	2号炉	0	1	○	福島市
2	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやクリーンセンター	5 廃棄物焼却炉	1号炉	0.0000063	5	○	福島県
3	郡山市	郡山市河内クリーンセンター	5 廃棄物焼却炉	焼却炉1号	0.0050	1	○	郡山市
4	郡山市	株式会社福島県食肉流通センター	5 廃棄物焼却炉	3号汚泥焼却炉	0.0000014	5	○	郡山市
5	石川町	石川地方生活環境施設組合 石川地方ごみ焼却場	5 廃棄物焼却炉	1号炉	0.000032	10	○	福島県
6	白河市	住友ゴム工業(株)白河工場	5 廃棄物焼却炉	廃タイヤボイラー	0	10	○	福島県
7	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏組合 環境センター塩川工場	5 廃棄物焼却炉	1号焼却炉	0.024	10	○	福島県
8	南会津町	南会津環境衛生組合 西部クリーンセンター	5 廃棄物焼却炉	2号炉	2.1	10	○	福島県
9	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	5 廃棄物焼却炉	1号炉	0.061	5	○	福島県
10	広野町	富士フィルムフコケミカル(株) 広野工場	5 廃棄物焼却炉	廃液焼却炉	0	1	○	福島県
11	双葉町	(株)まるさセンター	5 廃棄物焼却炉	1号焼却炉	0.0012	10	○	福島県
12	いわき市	(株)トラスト環境 トラスト環境センター	5 廃棄物焼却炉	1号焼却炉	6.7	5	×	いわき市
13	いわき市	東邦亜鉛(株)小名浜製錬所	5 廃棄物焼却炉	4号焙焼炉	0.0000036	5	○	いわき市
14	いわき市	有機合成薬品工業(株) 常磐工場	5 廃棄物焼却炉	焼却炉	0.0000017	1	○	いわき市
15	いわき市	(株)クレハ環境 ウェステックいわき	5 廃棄物焼却炉	7号焼却炉	0.0047	0.1	○	いわき市
16	いわき市	(株)クレハ環境 ウェステックいわき	5 廃棄物焼却炉	8号焼却炉	0.00043	0.1	○	いわき市
17	いわき市	いわき大王製紙(株)本社工場	5 廃棄物焼却炉	4号焼却炉	0.015	0.1	○	いわき市
18	いわき市	日本製紙(株)	5 廃棄物焼却炉	4号ボイラー	0.19	0.1	×	いわき市

※1 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に定める特定施設

※2 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気排出基準又は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理の技術上の基準



表5 立入検査におけるダイオキシン類の測定結果（水質基準適用事業場）

No.	所在地	工場又は事業場の名称	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値※ (pg-TEQ/L)	適否	調査機関
1	郡山市	阿武隈川上流流域下水道 県中浄化センター	0.00016	10	○	郡山市
2	磐梯町	日曹金属化学(株) 会津工場	0.20	10	○	福島県
3	いわき市	いわき大王製紙(株)本社工場	0.024	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質排出基準

表6 立入検査におけるダイオキシン類の測定結果（一般廃棄物最終処分場調査：放流水）

No.	所在地	設置者（施設名）	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値※ (pg-TEQ/L)	適否	調査機関
1	小野町	株ウィズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク)	0.00024	10	○	福島県
2	いわき市	いわき市 (クリンピーの丘)	0	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月総理府・厚生省令第2号）」に基づく維持管理基準

表7 立入検査におけるダイオキシン類の測定結果（一般廃棄物最終処分場調査：周縁地下水）

No.	所在地	設置者（施設名）	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境 基準値 (pg-TEQ/L)	適否	調査機関
1	小野町	株ウィズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク) 周縁地下水（上流）	0.00015	1	○	福島県
2	小野町	株ウィズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク) 周縁地下水（下流）	0.00014	1	○	福島県
3	小野町	株ウィズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク) シート下部湧水	0.000038	1	○	福島県

表8 立入検査におけるダイオキシン類の測定結果（一般廃棄物最終処分場調査：周辺水質、底質）  
（水質環境基準値：1pg-TEQ/L、底質環境基準値：150pg-TEQ/g）

No.	所在地	水域名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準の 適否（水質）	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準の 適否（底質）	調査機関
1	小野町	夏井川合流前（最下流の沢）	0.27	○	0.40	○	福島県
2	小野町	夏井川合流前（下流の沢）	0.096	○	2.6	○	福島県

表9 立入検査におけるダイオキシン類の測定結果（産業廃棄物最終処分場調査：放流水等）

No.	所在地	設置者（施設名）	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値※ (pg-TEQ/L)	適否	調査機関
1	福島市	日東環境整備株式会社 (天沼管理型処分場)	管理型	浸出液	0.000042	10	○	福島市
2	福島市	株式会社クリーンテック（第1期） 1回目	管理型	放流水	0.000063	10	○	福島市
		株式会社クリーンテック（第1期） 2回目			0.000230	10	○	
3	福島市	株式会社クリーンテック（第2期） 1回目	管理型	放流水	0.000036	10	○	福島市
		株式会社クリーンテック（第2期） 2回目			0.000110	10	○	
4	福島市	福島製鋼株式会社 (立子山処分場)	管理型	放流水	0.000054	10	○	福島市
5	福島市	福島製鋼株式会社 (松川処分場)	管理型	放流水	0.000027	10	○	福島市
6	二本松市	株式会社商報舎 (第1、第2)	管理型	放流水	0.000040	10	○	福島県
7	二本松市	株式会社商報舎 (第3)	管理型	放流水	0.000046	10	○	福島県
8	川俣町	富岡興業株式会社	管理型	放流水	0.000053	10	○	福島県
9	小野町	株式会社東北エコークリーン	管理型	放流水	0.000042	10	○	福島県
10	白河市	東北ポール株式会社 (旗宿処分場)	管理型	放流水	0.000086	10	○	福島県
11	柳津町	株式会社あいづダストセンター (新処分場)	管理型	処理水	0.000013	-	-	福島県
12	柳津町	株式会社あいづダストセンター (旧処分場)	管理型	処理水	0.000029	-	-	福島県
13	会津坂下町	宝川産業株式会社	管理型	処理水	0.00026	10	○	福島県
14	会津若松市	株式会社レゾナック東長原事業所 (ランド揚水ピット)	管理型	浸出液	0.41	-	-	福島県
15	会津若松市	株式会社レゾナック東長原事業所 (集水ピット②)	管理型	浸出液	0.14	-	-	福島県
16	南相馬市	丸三製紙株式会社	管理型	放流水	0.000011	10	○	福島県
17	飯舘村	株式会社三宝 (第1、第2)	管理型	処理水	0.052	-	-	福島県
18	大熊町	双葉地方広域市町村圏組合 (クリーンセンターふたば)	管理型	放流水	0.00030	10	○	福島県
19	富岡町	環境省 (特定廃棄物埋立処分施設)	管理型	処理水	0.000025	10	○	福島県
20	南相馬市	三和化学工業株式会社	管理型	放流水	0.25	10	○	福島県
21	相馬市	相馬市 (管理型最終処分場)	管理型	放流水	0.000013	10	○	福島県
22	南相馬市	東北電力株式会社原町火力発電所 (大迫)	管理型	放流水	0.000096	10	○	福島県
23	南相馬市	東北電力株式会社原町火力発電所 (割田)	管理型	放流水	0.000097	10	○	福島県
24	いわき市	三山クリーン株式会社 (湯ノ岳処分場)	管理型	放流水	0	10	○	いわき市
25	いわき市	ひめゆり総業株式会社 (町田・平太郎処分場)	管理型	放流水	0	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」又は「福島県産業廃棄物処理指導要綱」に基づく維持管理基準

【 参 考 資 料 】

特定施設の種類と排出基準値

1 排出ガスに係る特定施設及び排出基準値

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

番号	特定施設の種類	排出基準値		
		新施設 <sup>注)</sup>	既施設	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1	1	
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5	5	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1	10	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	1	5	
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの	焼却能力 4t/H以上	0.1	1
		2～4t/H未満	1	5
		2t/H未満	5	10

注) 既に大気汚染防止法において新施設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉(能力200kg/H以上又は火格子面積2㎡以上)及び製鋼の用に供する電気炉については、新施設の基準が適用になります。

2 排出水に係る特定施設及び排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

番号	特定施設の種類	排出基準値
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生ガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	

番号	特定施設の種類	排出基準値
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b :3'・2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。) の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成6年政令第308号) 別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。) の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設 (1から17まで及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (1から14までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの) に限り、公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (前号に掲げるものを除く。)	

※表中の「別表」とあるのは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表を示す。

### 3 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準※1

(単位：ng-TEQ/g)

種類	新設施設の処理基準	既設施設※2の処理基準
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻	3	3

※1 処理基準； 埋立処分等を行う際に適用される基準。ばいじん及び燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準ではありません。

※2 既設施設； 平成12年1月14日以前にすでに設置され、又は工事に着手していた施設。  
なお、既設施設のうち、次に掲げる方法により処理した場合は処理基準が適用されない。

ア) 重金属が溶出しないようにセメント固化する場合

イ) 重金属が溶出しないように薬剤処理する場合

ウ) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないように処理する場合